

任意後見編

任意後見_① ～制度比較と時期～

2025.5. 9

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

任意後見編① ～制度比較と時期～

家族信託の所でも少し勉強しましたが、シニア世代が利用できる制度をもう一度、きちんと理解しておく必要がありますね。



はい、そうですね。遺言書、家族信託、財産管理委任契約、法定後見、任意後見制度などきちんと理解してから利用してください。



自分に合う制度がどれか分からない場合はどうしたらいいのでしょうか。



まずは、ファイナンシャル・プランナーなどの専門家に相談してください。相談者の悩みや課題から利用を検討すべき制度がきっと見えてくると思います。



でも、先生、任意後見って基本的には認知症対策なのですよね。法定後見もありますがどう違うのですか。



両方とも認知症対策ですが、最大の違いは認知能力のある間に例えば長男を任意後見人にして任意後見契約を結ぶのと、認知症になってからだと法定後見制度しか利用できないことです。最も法定後見制度も使い勝手がよくなく、制度改正が議論されていますね。



任意後見編① ～制度比較と時期～

そうなんです。自分が健康年齢をずっと維持して、認知症にならないようにしないといけないですね。



そうですね。任意後見契約は認知症が発症しなければ、裁判所に任意後見監督人を申請する必要がないので、それこそもしもの場合の「頭の保険」という言い方をする専門家もいます。



単に備えておくだけで、自分が頭がしっかりとしているなら契約を発効させる必要がないですね。



はい、その通りですね。もしもの時の安心という意味では、確かに保険と同じかもしれませんね。



じゃあ、主人が認知症になったと想定して何か準備をした方がいいのでしょうか。



任意後見契約が最も自分に合っていると判断されるなら、専門家入れて任意後見契約を作成してみるのもいいでしょう。具体的に代理権を設定することになるので、よりイメージが沸いてくると思います。

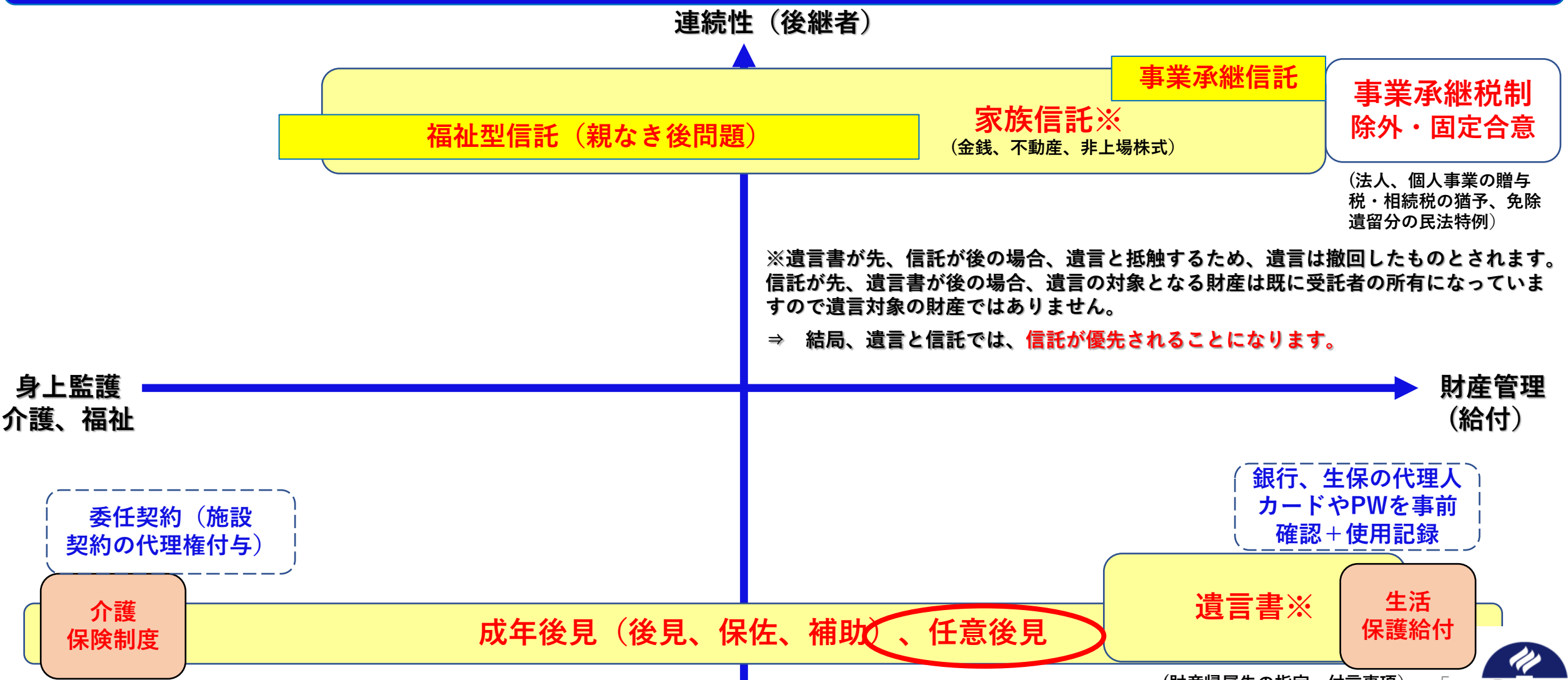


本日、是非、知っていただきたいこと

- ✓ シニア世代が利用できる制度を理解して、遺言書、法定後見、任意後見、家族信託など相談者や自分にあった制度を利用することが最も重要なことです。
- ✓ 任意後見を利用する場合は、本人に認知能力がある間しかできません。任意後見人を自ら定めて（依頼して）、任意後見契約を公正証書にします。裁判所の監督を受ける制度になります。
- ✓ 任意後見契約の中で、財産管理や身上監護の代理権を具体的に設定することができるので、法定後見制度よりは柔軟な制度と言えます。

高齢者、障がい者の方が利用できる法的制度のイメージ

任意後見と他の制度をよく理解して組合わせることもできます。



※遺言書が先、信託が後の場合、遺言と抵触するため、遺言は撤回したものとされます。
信託が先、遺言書が後の場合、遺言の対象となる財産は既に受託者の所有になっていますので遺言対象の財産ではありません。
⇒ 結局、遺言と信託では、**信託が優先されることになります。**

どの制度を選べばいいのですか？

STEP 1

家族がおかれている環境、状況を伺います
(お客さまヒアリング、質問、推測)



STEP 2

将来予想できることを整理します
(情報収集、予測)



STEP 3

家族にとって問題を明らかにします
(困ることになること、確率、程度)



STEP 4

こうきたい理想の状況を明らかにします
(お客さまヒアリングよりゴール・状態・理想設定)



STEP 5

問題解決のための対策をお客さまに提案します
(対策、効果、コスト、副反応)



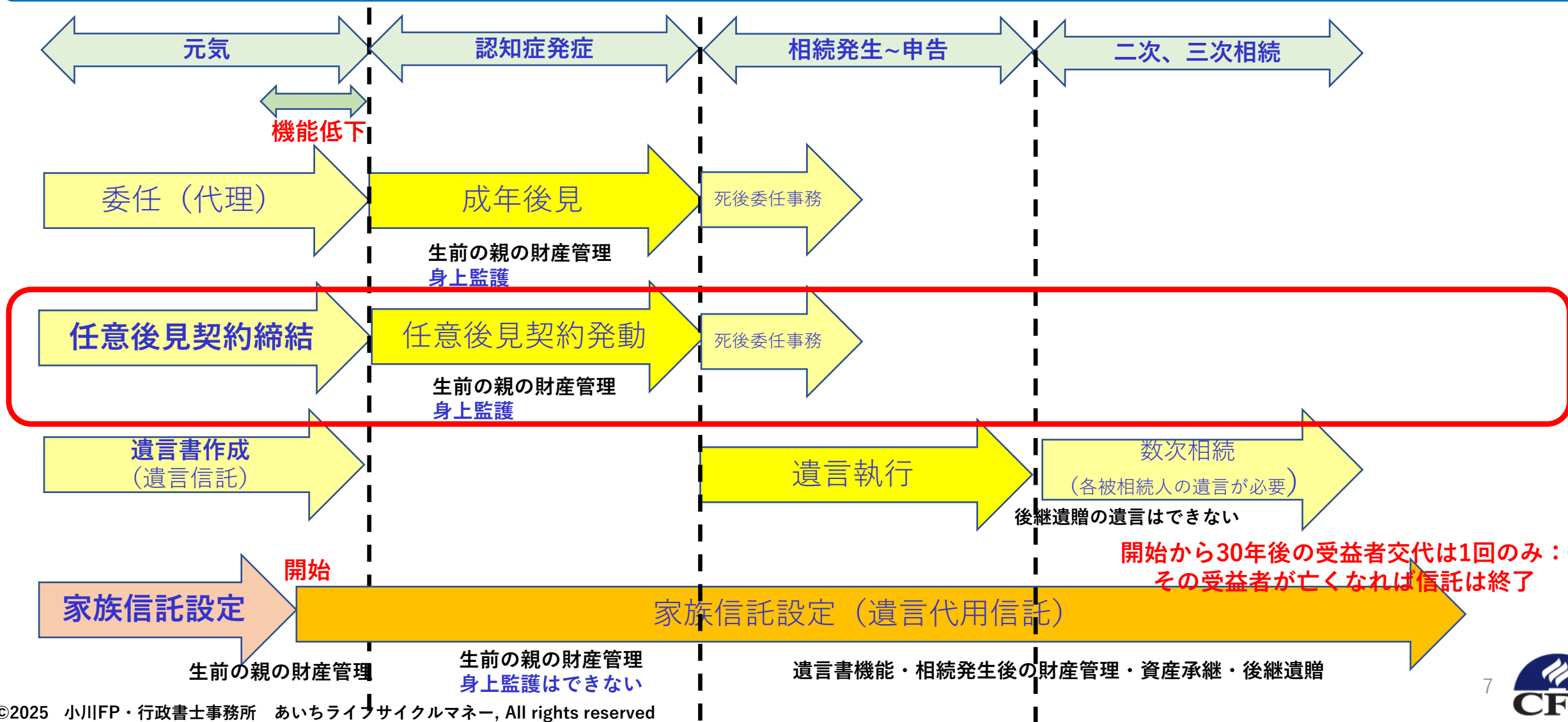
STEP 6

対策を選択し、実行し、支援します。
(手段：家族信託、遺言書、後見制度、委任契約など何が最適か)

手段の前に問題や希望を明らかにすることが大切です

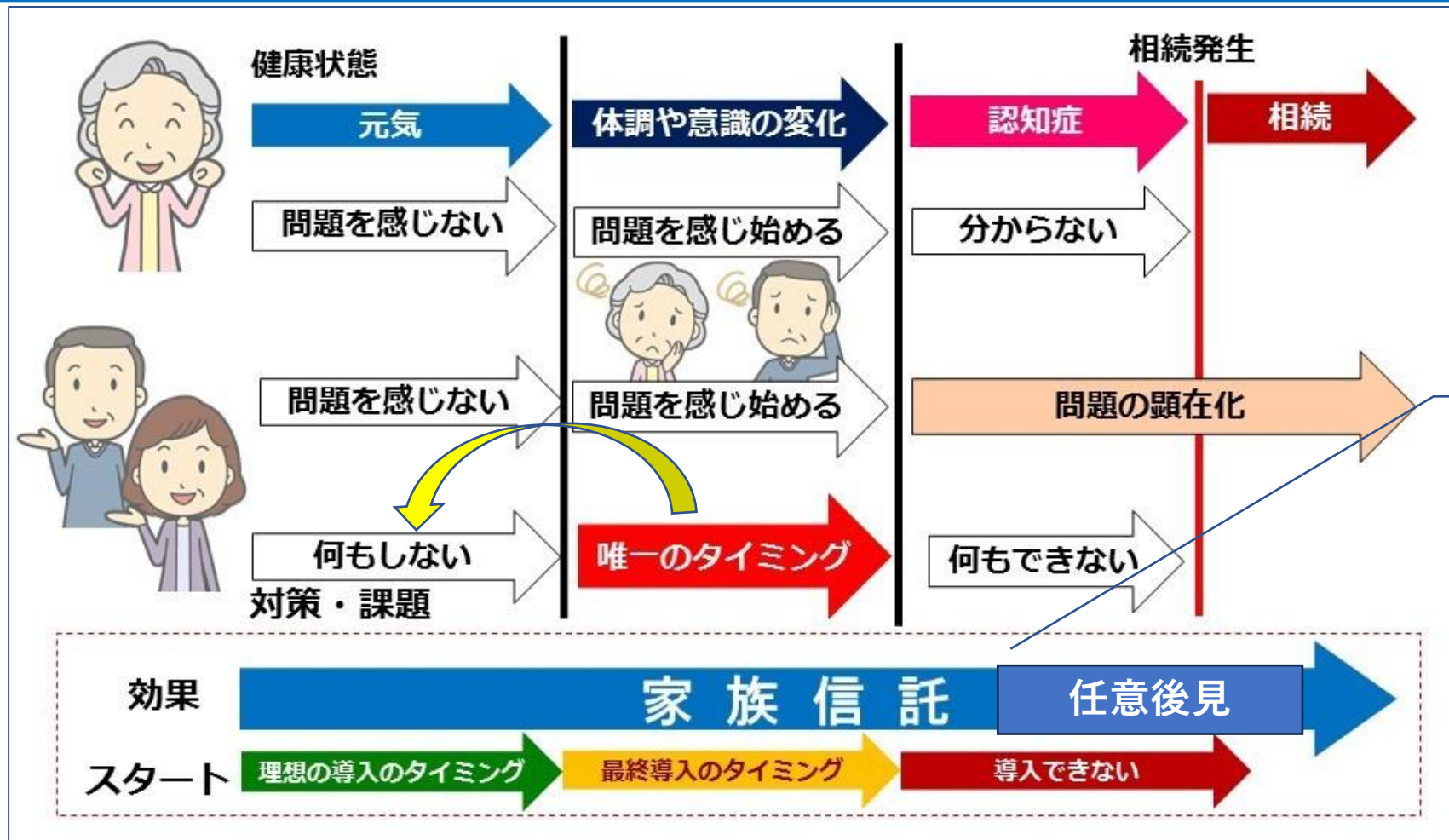
いつから準備をしていつまで効力がありますか？

元気な間に契約の作成：委契約⇒任意後見契約⇒遺言執行⇒死後事務委任の流れと諸制度の併用もできます。



家族信託はいつから準備するのですか？

認知症になってからでは遅く元気なうちに対策をすることが必要です。



出所：一般社団法人家族信託普及協会に筆者一部加工

Thinking time !

任意後見について勉強しよう！

共通点

- ・ 家族信託と比較して共通する一番重要なことは何だと思いますか。特に、時期について。



制度の比較

- ・ 他の制度、例えば、遺言書、法定後見、家族信託、財産管理委任契約を確認してご自分の問題の解決に必要な制度をイメージしましょう。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

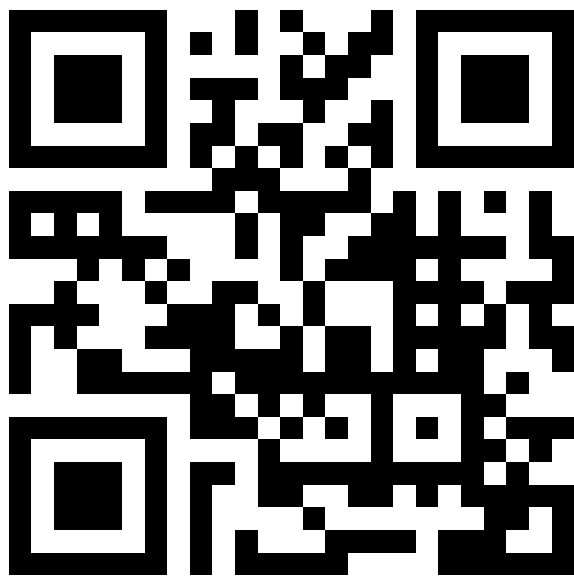
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

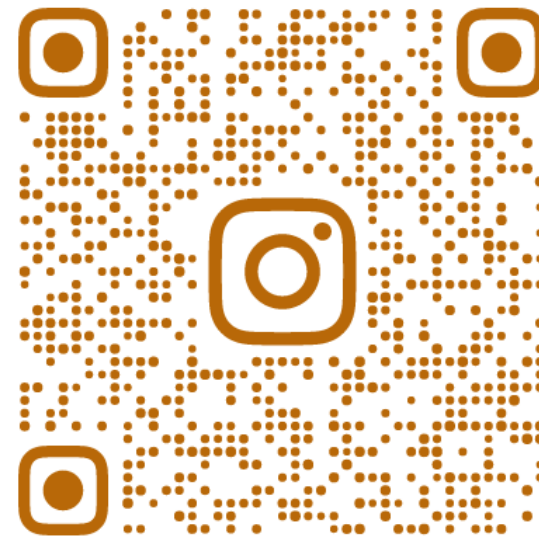
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN